令和6年度公共測量実態調査 調査票

【調査票】令和6年度公共測量実態調査

大枠内に入力をお願いします。機関名は、機関Dを入力すると自動で入力されます。電話番号はハイプン無しで入力してください。 機関Dは、郵送した依頼文書、又は<u>別ファイル「機関D・機関名(PDF形式)」</u>に記載されています。 <u>別ファイル「機関D・機関名(PDF形式)」</u>は、令和6年度公共測量実態調査ホームページからダウンロードすることができます。

機関IDを入力すると自動で入力されます			
		担当者	
@		電話番号 (ハイフン無し)	
			担当者電話番号

	担当部者				担当有		
	メールアドレス		@		電話番号(ハイフン無し)		
[Q1]	1件の「公共測量	<u>度公共測量実施計画書一覧」</u> は、貴機 実施計画書」に複数の測量種別、等級・ 上記一覧に記載されている以外の公共	レベル	レ等及び作業量が含まれる場合は、1件			います。
	①~3のいずれ ○ ① 実施した ○ ② 実施しる ○ ③ わからな	ていない					
		tQ1-1及びQ1-2へ、他の回答者はQ2	2^]				
[Q1-1]		.た」と回答された方におたずねします。 と謝量の内容をわかる範囲で <u>別シート「実施した公共測量(届出外測量)」</u> に追記してください。					
[Q1-2]		」と回答された方におたずねします。 画書」を提出されなかった理由について	お答	えください。(主な理由を一つ)			
		かをチェックしてください。本設問に該当しな	い方に	は「回答不要」をチェックしてください。			
		に規定があることを知らなかった の規定は存知しているが提出を失念して	こいた				
		業機関に任せていた 【↓具体的な理由を記述してください↓	1				
	○ 4 その他	【↓ 具体的な理由を記述し (く/こさい)	1				
	● 回答不要						
				測量実施計画書」を提出された。 の部局はQ7へお進みください		えください。	
[Q2]		共測量実施計画書」を提出された部局の	りみお	答えください。該当以外の部局はQ7へ	お進みください。		
		画書」は主にどなたが作成しましたか。 かをチェックしてください。本設問に該当しな	小年	Bの方け「同答不声」太チャック <i>てくだ</i> さい			
	① 自らのも		ide. O	のグノハス・四日・小女コとフェフノしていたこと。			
		業機関(公共測量実施計画書の作成を 【↓主な作成者を記入してください↓】	仕様書	等に明記している)			
	- 6 (0)15	TV I WILLIAM C TO CO.					
	●回答不要						
[Q3]		共測量実施計画書」を提出された部局の 画書」の作成にあたり、利用できる公共			お進みください。		
		かをチェックしてください。本設問に該当した					
		機関及び他の機関の公共測量成果を調 機関の公共測量成果のみ調べている	へてし	٧٥			
	H	関の公共測量成果のみ調べている					
		業機関に調べさせている					
	○ ⑤ 調べてに						
	● 回答不要						

[Q4]	令和5年度に「公共測量実施計画書」を提出された部局のみお答えください。 <mark>該当以外の部局はQ7へお進みください</mark> 。 他の機関の公共測量成果について、測量法第44条に基づく測量成果の使用承認を得て使用したことがありますか。		
	 ①、②のいずれかをチェックしてください。本段間に該当しない部局の方は「回答不要」をチェックしてください。 ○ ① ある ○ ② ない ● 回答不要 【①の回答者はQ4-1へ、②の回答者はQ4-2へ】 		
【Q4-1】	Q4で「①ある」と回答された方におたずねします。 使用したことがある公共測量成果の種類を教えてください。(複数回答可)		
	 該当するものをすべてチェックしてください(複数回答司)。本段問に該当しない方はチェックを外してください。 ① 空中写真 ② 地図(都市計画基図など) ③ 三次元点群データ ④ 基準点測量成果、水準測量成果 □ ⑤ その他 		
[Q4-2]	Q4で「②ない」と回答された方におたずねします。 使用したことがない理由についてお答えください。(主な理由を一つ)		
	①~③のいずれかをチェックしてください。本般問に該当しない方は「回答不要」をチェックしてください。		
	○ ① 他の機関の公共測量成果を使用することなく公共測量を実施している		
	○ ② 他の機関の公共測量成果の入手方法が分からない ○ ③ その他 【↓具体的な理由を記述してください↓】		
	○ ③ その他 【1 具体的な理由を記述して行さい1】		
	● 回答不要		
[Q5]	令和5年度に「公共測量実施計画書」を提出された部局のみお答えください。該当以外の部局はQ7へお進みください。		
[GO]	公共測量の実施及び終了時には測量法第14条及び第39条により関係都道府県知事に通知することになっていますが、通知を行っていますか。		
	①~③のいずれかをチェックしてください。本段間に該当しない部局の方は「回答不要」をチェックしてください。		
	① ① 行っている		
	○ ② 行っていない場合がある ○ ③ 行っていない		
	■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
[Q5-1]	Q5で「②行っていない場合がある」又は「③行っていない」と回答された方におたずねします。 通知を行っていない理由についてお答えください。(主な理由を一つ)		
	①~④のいずれかをチェックしてください。本題問に該当しない方は「回答不要」をチェックしてください。		
	○ ① 測量法に規定があることを知らなかった		
	○ ② 測量法の規定は存知しているが、通知を失念していた		
	○ ③ 測量法の規定は存知しているが、測量規模が小さかった、測量期間が短かった等により、通知が必要と考えていなかった ○ ④ その他 【↓具体的な理由を記述してください↓】		
	◎ 回答不要		
[Q6]	令和5年度に「公共測量実施計画書」を提出された部局のみお答えください。 <mark>該当以外の部局はQ7へお進みください。</mark> 公共測量の測量成果を得たときは、測量法第40条によりその写を国土地理院長に送付することになっていますが、測量成果の写を送付していますか。		
	 ① ②のいずれかをチェックしてください。本段間に該当しない部局の方は「回答不要」をチェックしてください。 ② ② 送付している ③ ② 送付しているものと送付していないものがある ③ ③ 送付していない ④ わからない ● 回答不要 		
	【②又は③の回答者はQ6-1へ、他の回答者はQ7へ】		

[Q6-1]	Q6で(②送付しているものと送付していないものかある)又は(③送付していない)と回答された方におたすねします。 測量成果の写を送付していない理由についてお答えください。(主な理由を一つ)			
	①~④のいずれかをチェックしてください。本段問に該当しない方は「回答不要」をチェックしてください。			
	○ ① 測量法に規定があることを知らなかった			
	○ ② 測量法の規定は存知しているが、送付を失念していた			
	○ ③ 現在も作業中である			
	○ ④ その他 【↓具体的な理由を記述してください↓】			
	● 回答不要			
	Q7~Q17は、すべての部局においてお答えください。			
[Q7]	貴部局に、測量の資格を有している方はいますか。(複数回答可)			
	該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)			
	□ ① 測量士の資格を有する者がいる			
	② 測量士補の資格を有する者がいる			
	③ いない			
	□ ④ わからない			
[Q8]	公共測量は、基本測量成果又は <u>審査済みの公共測量成果</u> を用いて実施しなければならないということをご存知ですか。			
	①、2のいずれかをチェックしてください。			
	① 知っている			
	② 知らない			
[Q9]	公共測量の測量成果検定について、仕様書で指示していますか。			
[G9]				
	<u>೧~5のいずれかをチェックしてください。</u> </th			
	○ ② 指示しているものと指示していないものがある			
	○ ③ 指示していない			
	○ ④ 測量成果検定を行っていない			
	⑤ 公共測量を実施していない			
	【②、③又は④の回答者はQ9-1~、他の回答者はQ10~】			
[00 1]	20억[에바드] 것) 7호이 바드] 것) 하나 호아보고 있는데 바드 것 나는 아마드 것 나는 아마드 프로그램 보다 하는데 보다			
[Q9-1]	Q9で「②指示しているものと指示していないものがある」、「③指示していない」又は「④測量成果検定を行っていない」と回答された方におたずねします。 測量成果検定について仕様書で指示していない、又は測量成果検定を行っていない理由についてお答えください。(複数回答可)			
	該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。本段問に該当しない方はチェックを外してください。			
	□ ① 検定料が高い			
	② 作業の工期が短く、検定期間を設けられなかった			
	③ 測量成果検定について知らなかった			
	② 測量作業機関に任せている			
	□ ⑤ 作業規程により精度管理が行われているため必要がない □ ⑥ 測量成果給完を実施する第三表牌関がなかった			
	□ ⑥ 測量成果検定を実施する第三者機関がなかった □ ⑦ その他 【↓具体的な理由を記述してください↓】			
	CAR LANGUE CONTROL LANGUE CONTROL LANGUE CONTROL LANGUE CONTROL LANGUE CONTROL LANGUE CONTROL LA CO			
[Q10]	永久標識又は一時標識を設置した場合、測量法第21条及び第39条により関係都道府県知事に通知することになっていますが、通知を行っていますか (永久標識の場合は第37条により国土地理院長にも通知が必要です)。			
	①~⑤のいずれかをチェックしてください。			
	① ① 行っている			
	② 行っていない場合がある			
	③ 行っていない			
	○ ④ 永久標識及び一時標識を設置していない			
	⑤ 公共測量を実施していない			
	【②又は③の回答者はQ10-1へ、他の回答者はQ11へ】			

[Q10-1]	Q10で「②行っていない場合がある」又は「③行っていない」と回答された方におたずねします。 通知を行っていない理由をお答えください。(複数回答可)		
	該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。本設問に該当しない方はチェックを外してください。		
	□ ① 測量法に規定があることを知らなかった		
	□ ② 測量法の規定は存知しているが、通知を失念していた		
	□ ③ 永久標識については行っていない		
	□ ④ 一時標識については行っていない		
	⑤ 維持管理の予定がないので行っていない		
	□ ⑧ 他の作業で使用する予定がないので行っていない		
	□ ⑦ その他 【↓ 具体的な理由を記述してください↓】		
[Q11]	これまでに設置した公共基準点、撮影した空中写真、作成した図面などの公共測量成果は、一般の閲覧に供していますか。		
	①~②のいずれかをチェックしてください。		
	○ ① 無償で全部の成果を一般の閲覧に供している		
	○ ② 有償で全部の成果を一般の閲覧に供している		
	○ ③ 無償で一部の成果を一般の閲覧に供している(他の成果は有償で閲覧可)		
	○ ④ 無償で一部の成果を一般の閲覧に供している(他の成果は閲覧不可)		
	○ ⑤ 有償で一部の成果を一般の閲覧に供している(他の成果は閲覧不可)		
	◎ 全部の成果を一般の閲覧に供していない		
	○ ② 公共測量成果がない		
	【④、⑤又は⑥の回答者はQ11-1へ、他の回答者はQ12へ】		
[011 1]	Q11で「④無償で一部の成果を一般の閲覧に供している(他の成果は閲覧不可)」、「⑤有償で一部の成果を一般の閲覧に供している(他の成果は閲覧不可)」		
[GII-I]	又は「⑥全部の成果を一般の閲覧に供していない」と回答された方におたずねします。		
	一部、もしくは全部の成果を一般の閲覧に供していない理由についてお答えください。(複数回答可)		
	該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。本設問に該当しない方はチェックを外してください。		
	① 閲覧の体制が整っていない		
	□ ② 条例等に規定されている		
	③ 特定の個人を識別できる情報が含まれている		
	□ ④ 個人情報以外の、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報が含まれている		
	⑤ わからない		
	□ ⑥ その他 【↓ 具体的な理由を記述してください↓】		
[Q12]	公共測量成果の入手を希望する申請があった場合に、書面による交付又は電子データによる提供を <u>無償で</u> 行っている成果の種類をお答えください。(複数回答可)		
	該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。		
	□ ① 該当するものがない		
	② 空中写真		
	□ ③ 地図(都市計画基図など)		
	② 三次元点群データ		
	⑤ 基準点測量成果、水準測量成果(成果表など)		
	□ ⑤ その他 【↓ 公共測量成果の種類を記入してください↓】		
[Q13]	公共測量成果の入手を希望する申請があった場合に、書面による交付又は電子データによる提供を <u>有償で</u> 行っている成果の種類をお答えください。(複数回答可)		
[4.0]			
	<u>該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。</u> □ ① 該当するものがない		
	□ ② 空中写真		
	□ ③ 地図(都市計画基図など)		
	□ ② 三次元点群データ		
	⑤ 基準点測量成果、水準測量成果(成果表など)		
	□ ⑤ その他 【↓公共測量成果の種類を記入してください↓】		
	_		

[Q14]	多くの測量計画機関は、測量法第34条で規定されている「作業規程の準則」を準用して公共測量作業規程を制定しています。 「作業規程の準則」は平成20年3月31日に全部改正され、その後、平成23年、平成25年、平成28年、令和2年及び令和5年に一部改正されています。 また、改正時には国土地理院から文書でお知らせもしております。 貴部局では、一部改正された「作業規程の準則」を確認して作業を行っていますか。
	「作業規程の準則」は、次のURLからご覧いただけます。 https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html
	① ③のいずれかをチェックしてください。○ ① 行 ① 行っている○ ② 行っていない○ ③ 存在を知らなかった
[Q15]	貴部局の業務で次の測量技術を使用したことがありますか。使用したことがあるものを教えてください。(複数回答可)
	 該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)。 ① 「ドローン (UAV)を用いた三次元点群測量 (SfM/MVSによる三次元モデル生成) ② ドローン (UAV)を用いたレーザ測量 ③ ドローン (UAV)を用いたレーザ測深測量 (水面下を測る測量、グリーンレーザ測量) ④ MMS(モービルマッピングシステム、車載写真レーザ)を用いた測量 ⑤ ははのましたのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
[Q16]	国土地理院では、衛星SARにより地盤沈下調査等の上下変動の把握に使用できる「衛星SARによる上下変動測量マニュアル」を令和6年6月6日に公表しました。 本マニュアルを業務に導入したいと思いますか。
	「衛星SARによる上下変動測量マニュアル」は、次のURLからご覧いただけます。 https://www.gsigo.jp/KOUKYOU/koukyo0042.sar.html
	① (1) 思う
[Q17]	GNSS測量機1台で測量が可能な「ネットワーク型RTK法」を使用した業務を計画したことがありますか。
	「ネットワーク型RTK潮位」は、次のURLからご覧いただけます。 https://www.gsi.go.jp/denshi/denshi_aboutGNSS.html
	①、②のいずれかをチェックしてください。 ○ ① むる ○ ② ない 【②の回答者はQ17-1へ、他の回答者はQ18へ】
[Q17-1]	Q17で「②ない」と回答された方におたずねします。 「ネットワーク型RTK法」を使用した業務を計画しなかった理由についてお答えください。(主な理由を一つ)
	 ① ③のいずれかをチェックしてください。本験問に該当しない方は「回答不要」をチェックしてください。 ○ ① 技術的にわからなかった ○ ② サービスが高価だった ○ ③ その他 [
	◎

Q18は、市区町村の部局のみお答えください。 【該当以外の部局はQ19へお進みください】

[Q18]	市区町村の方におたずねします。 <mark>該当以外の部局はQ19へお進みください。</mark> 今後の都市計画基図の更新の見込みがありましたらお答えください。			
	①~⑥のいずれかをチェックしてください。本般問に該当しない部局の方は「回答不要」をチェックしてください。			
	○ ① 更新範囲や更新頻度などが現状より拡充される見込みである			
	○ ② 更新範囲や更新頻度などが現状と変わらない見込みである			
	○ ③ 更新範囲や更新頻度などが現状より縮小される見込みである			
	○ ④ 特に更新の見込みはない			
	○ ⑤ 現在は都市計画基図を更新していない			
	○ ⑥ その他 【↓具体的に記述してください↓】			
	COR LANGUAGE CASES AT			
	国际			
	● 回答不要			
[Q19]	公共測量の実施に関して、個別の「公共測量実施計画書」よりも長い期間(例:年単位など)の計画を立てていますか。			
	<u>①~⑤のいずれかをチェックしてください。</u>			
	○ ① 単一年度の計画(次年度の計画)を立てている			
	○ ② 複数年度の計画(次年度以降も含めた長期的な計画)を立てている			
	○ ③「公共測量実施計画書」よりも長い期間の計画を立てていない			
	④ わからない			
	○ ⑤ 公共測量を実施していない			
	【①又は②の回答者はQ19-1へ、他の回答者はQ20へ】			
	TOMOGRAPH BIOGICA A MANIET PROGRAM			
[Q19-1]	Q19で「①単一年度の計画(次年度の計画)を立てている」又は「②複数年度の計画(次年度以降も含めた長期的な計画)を立てている」			
	と回答された方におたずねします。			
	複数の主体で公共測量を効率的に実施するため、立案した計画を他の部署(部局)や他の機関に共有するなどの連携をしていますか。			
	①~③のいずれかをチェックしてください。本股間に該当しない方は「回答不要」をチェックしてください。			
	○ ① 連携している			
	○ ② 連携していない			
	○ ③ わからない			
	● 回答不要			
[Q19-2]	Q19-1で「①連携している」と回答された方におたずねします。			
	回答できる範囲で、連携している他の部署(部局)や他の機関について記述してください。 例)白らの機関の〇〇に関する部署(部局)、他の機関の〇〇局			
	例/日のV版例のOOに因する中省(中向/、IIIのV版例のOO向)			
	【自由記述欄】			
[Q20]	国土地理院ホームページの「公共測量に関するページ」を閲覧・利用したことがありますか。			
/	「公共測量に関するページ」は、次のURLからご覧いただけます。			
	「公共満里に関するペーシ」は、次のURLからこ見いだだけます。 https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html			
	①~③のいずれかをチェックしてください。 ○ ① 閲覧・利用したことがある			
	Supplied the supplied to the s			
	③ 存在を知らなかった			
【Q21】	国土地理院ホームページの「公共測量に関するページ」について、ご意見、ご要望等がありましたらご記入願います。			
	【自由記述欄】			
[Q22]	公共測量全般について、ご意見、ご要望等がありましたらご記入願います。			
_				
	【自由記述欄】			

[Q23]	公共測量実施調査について、ご意見、ご要望等がありましたらご記入願います。		
	【自由記述欄】		

ご協力ありがとうございました。